

特記事項

項目	特記事項
道路巡回業務	<p>1回の巡回で委託区間を1往復するものとする。</p> <p>巡回は原則として日曜日及び祝日を除く平日1週間で、交通量2500台／日以上の路線は週2回、2500台／未満の路線は週1回以上行うものとする。(積算については数量総括表参照)</p> <p>道路巡回業務には路面の軽微な補修、路面上の軽微な落下物の回収、安全施設等の補修、側溝や路面等の軽微な清掃、危険箇所等の保安措置等人力で対応可能な軽易な応急措置を含む。</p> <p>夜間パトロールは上記の通常巡回とは別に、月1回の頻度で委託区間を1往復し、道路照明施設や安全施設等のパトロールを夜間にを行う。(通常の巡回とは別作業)</p> <p>内業は、日報整理作業として、土木一般世話役で10kmあたり月0.5時間を見込んでいる。</p>
道路維持補修業務	<p>維持作業は監督員の指示により、交通事故処理の対応、動物死骸の処理作業等、緊急時の作業を行うものと(休日及び夜間を含む)、維持作業計画書により路面補修等を行うものを含んでいる。</p> <p>維持作業は年間480時間(週10時間程度)を見込んでいる。</p> <p>監督員より、休日・夜間を問わず緊急で作業の指示をすることがあるので、緊急対応可能な体制を整え、作業を行うこと。</p> <p>なお、維持作業、緊急対応とも建設機械等を必要とする場合があるので、常時出動できるよう準備し作業に対応すること。また、建設機械の運転に従事する者は資格保有者を担当させること。必要な建設機械および資格は下記のとおりとする。使用する機械、資格保有者は、監督員の承諾を得るものとする。下記にかかる費用は別途甲乙協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① クレーン装置付トラック(2.9t吊) (小型移動式クレーン運転技能講習修了者、玉掛けの業務に係る特別教育・技能講習修了者) ② 高所作業車 (高所作業車運転技能講習修了者) ③ バックホウ (小型車両系建設機械(整地等)特別教育修了者)
委託期間	<p>本業務の委託期間は、契約日～令和9年3月31日とする。</p> <p>委託期間のうち、巡回計画の策定、巡回体制・連絡体制の構築及び巡回車の手配(岡山県公安委員会への届出・指定を含む)を行う期間を準備期間、道路の巡回及び維持補修作業を行う期間を履行期間とし、それぞれ以下の期間とする。</p> <p>(準備期間) 契約日から令和8年3月31日</p> <p>(履行期間) 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p>
委託料の支払い	<p>準備期間を除いた委託料は3ヶ月毎の支払いとし、契約金額を4で除して得た金額を1回の委託料とする。</p> <p>ただし、1円未満の端数が生じるときは最後の支払回に支払うものとする。</p>

その他	<p>維持作業時間について基準（設計）から±1.5%未満の増減については変更契約の対象としない。</p> <p>基準を1.5%以上上回りそうな場合は、事前に監督員に協議すること。</p> <p>また、疑義が生じた場合は別途監督員と協議を行うこととする。</p> <p>委託価格の10,000円単位での調整は「一般管理費等」で行う。</p> <p>事前及び事後報告が必要な書類は、適正な時期に適切な内容で提出すること。</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------